

月刊 こう食品法令 【2017年 1月号】

- 目次
- ① 今月のお知らせ
 - ② 先月の回収
 - ③ 精選問題
 - ④ 案内と解説
 - ⑤ コラム【Q&A】
 - ⑥ ちょっと深く、考える
 - ⑦ 海外シリーズ

【今月のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」の内容を中心に、検討会で議論された新たな原料原産地表示制度の基本的な考え方や表示方法について説明会が実施されています。なお、具体的な食品表示基準(案)の説明は、来年の春以降、改めて行われる予定です。

原材原産地表示の今後のQ&A検討内容

説明会では下記の質疑応答がありました。今後、Q&A等で確認する必要がありそうです。

- ① 豆腐業界の厳しいガイドラインによる原料原産地表示されると新設の原料原産地表示制度との関係がどうなるか業界は心配されている。(⇒法律は義務、ガイドラインはその上の高い水準であるので問題ないとする。)
- ② 重量の一番多い原材料が原料原産地の対象になるが、原材料の重量は添加物を含んだ原材料なのか、添加物を除いた原材料なのか明確にしてほしい。
- ③ 中間加工原料には「国内製造」等の記載をすることになるが、中身は生鮮だが、粗挽きしたものは加工とされるため生鮮原料(例:国産)ではなく加工原料(例:国内製造)になってしまうのだろうか。
- ④ 複合原材料を個々に分解して表示する場合には、重量の一番多い原材料が、複合原材料で表示した場合と異なると考えるが、それでよいのでしょうか。
- ⑤ 豆腐の原料原産地に対する監視業務は分析をするのでしょうか。(⇒立ち入りの際には書類の確認をする。)
- ⑥ 例外表示をする際に過去の取扱い実績等の資料はどのような資料を保管しておけばよいのでしょうか。

2017年1月18日東京会場における説明会聴講から作成&抜粋

※解説はPage1-2(会員)で記載しています。

先月の回収(2016年12月分) 回収事故の情報

2016年12月に公表された食品表示事故による回収件数で、企業告知、行政告知のあったものは41件(違反項目別件数50件)ありました。50件の内訳をまとめました。法規別ではアレルギー違反が40%、期限表示違反が24%、原材料名違反が10%の順でした。

回収対象の食品では、菓子類が40%、調理食品が25%、食肉製品とめん・パン類が8%ずつの順でした。菓子類が4割を占めています。業態別では製造小売業が38%、メーカーが21%、スーパーが17%の順です。

<平成28年12月 こう食品法令 調べ>

事件	時期	違反内容
アレルギー &原材料名 の欠落	2016. 2.14	焼菓子の一括表示にアレルギー物質「卵」及び原材料「アーモンド」の表示が欠落したため。

他に、原材料が欠落していた等、原材料名が不適切表示であることから4件回収事故が発生しています。

※ 回収事故の解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【問28】 下記は食品法令の第1条の条文です。第1条にはこの法令の目的が記述されています。**(A)** ~ **(D)** にあてはまる適切な用語を下記の①~⑭から選び、その番号を記載しなさい(重複使用不可)。また、下線部(E)の説明として適切なものをア~オから二つ選びなさい。

(A) は、食品に関する表示が食品を摂取する際の **(B)** の確保及び **(C)** かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって **(D)** の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化等に関する法律による措置と相まって、(E) 国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(A~Dの選択欄)

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ① 安全性 | ② 安心・安全 | ③ 商品選択の情報 |
| ④ 積極的 | ⑤ 能動的 | ⑥ 食品表示法 |
| ⑦ 景品表示法 | ⑧ 国民 | ⑨ 自主的 |
| ⑩ 消費者団体等 | ⑪ 食品表示基準 | ⑫ 一般消費者 |
| ⑬ 販売者 | ⑭ 自発的 | |

E)の選択欄

- ア 製造所固有記号
- イ 栄養成分表示
- ウ 原料原産地表示
- エ アレルゲンの個別表記
- オ 添加物の明確な区分

A	B	C	D	E

※ 正解と解説はPage3-2(会員)で記載しています。

食品表示法の目的

① 一般消費者の利益の増進

② 国民の健康の保護・増進 & 生産・流通の円滑化、& 生産の振興に寄与

目的の一つは、表示から食品を摂取する際の安全性の情報を伝え、またその食品の選択の際に表示の情報から購入すべきかどうか自分で適切に判断できる表示の役割を正しく運用することで、一般消費者の利益になることです。

「食品を摂取する際の安全性の確保」はすべての消費者に健康危害を防ぐという観点から「自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保」より、優先順位は高く重要です。このため、アレルギーや保存方法、消費期限等の情報にたいしては適正に表示されるよう、原材料や栄養成分、原産地等の選択するための情報より罰則が厳しくされています。

二つ目の目的は、食品衛生法と健康増進法とともに国民の健康を守り、またJAS法とともに生産・流通の円滑、生産の振興に寄与することです。

例えば、食品衛生法では食肉製品の微生物等の衛生上の規格基準や製造基準が定められています。収去検査でその商品が特定できるように、食品表示法からは当該食肉製品には殺菌方法や名称等を表示するように定められています。また保健指導を実施する健康増進法と連動して、食品表示法による栄養成分表示が利用され、JAS規格の品質の基準と食品表示法の表示によって品質に関する情報が提供され、特に原産地情報は、消費者の利益ばかりでなく、消費者の求める農水産の生産振興にも寄与するものです。

このように食品表示法は表示を通して、他法令と相まってその目的を果たすことになっています。

基本
だね！

コラム【Q&A】

【Q54】 チルド食品の保存方法で一括表示以外に冷蔵を記載しなければならない場合がありますか？

【Q55】 一括表示内に記載してある保存方法は枠外に記載できますか？

※ 解答と解説はPage5-2(会員)で記載しています。

「中間加工原材料の具体例を見てみましょう。」

中国缶の「たけのこ水煮」を原材料に使用した場合

原材料名 たけのこ(中国製造)

「たけのこ」の表示から生鮮食品か加工賞品か判断できるかな？

中国缶のたけのこの産地が規格書等で判明している場合

原材料名 たけのこ(中国産)

生鮮食品「中国産たけのこ」を原材料に使用した場合

原材料名 たけのこ(中国産)

※ 解説はPage6-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

原文

(iii) Nutrient specific diet-related health claims

The nutrient specific diet-related health claims listed in Table 7 (see “reduction of disease risk claims” defined in Appendix I) for prepacked foods may be used if (i) they meet the criteria stipulated under the Fourteenth Schedule; and (ii) they have been approved by the Health Promotion Board (HPB) to carry the Healthier Choice Symbol (HCS).

For applications of HCS symbol, please contact Health Promotion Board at email: hpb_nutrition_dept@hpb.gov.sg.

対訳

(iii) 栄養素に特定したダイエット関連の健康強調表示

表7に記載されている栄養素に特定したダイエット関連健康強調表示

(付録Iに定義されている「疾病リスククレームの削減」参照)において、

事前包装された食品は、(i) 第14スケジュールに規定されている基準を満たしていること、(ii) 当該食品はHCSシンボルを付与できるよう健康増進庁(HPB)の承認を受けていること。

HCSシンボルの適用については、健康増進庁(HPB)にお問い合わせください。

メール先: hpb_nutrition_dept@hpb.gov.sg。



<単語集> reduction: 減少 appendix: 付録 criteria: 基準 stipulate: 規定する
 approve: 承認する HPB: 健康増進庁 application: 適用

【次号2月につづく】

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定の公開情報の閲覧利用を希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(なんと月にコーヒー1杯の価格)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。会員の方には無料で法令の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸いです。実務上に困って時のご質問もお待ちしております。今年度は実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2017年 1月号】

方法序説

物事の是非を判断をする際の方法が示されています。その方法は、明晰判明に知られるもののみを受け入れる、問題を小部分に分ける、それを順次総合する、全体の見直しをする、という4規則にまとめられています。順序だてて物事を考える姿勢があれば道なき道も自分で道筋をつけて進むことができるに違いない。

(おゆいおゆい)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。